

(案)

令和3年3月 日

緊急事態宣言の延長に伴う本市の対応について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和3年3月5日、政府による緊急事態宣言が3月21日まで延長され、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針についても同様に延長となりました。

これに伴い、本市においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止策の推進を継続し、同時に市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、緊急事態宣言下における本市行政運営方針を3月21日(日)まで延長することとします。

なお、政府および神奈川県により、延長期間の見直しが行われた際には、改めて本市としての対応を検討することとします。

緊急事態宣言下における本市行政運営方針について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和3年1月7日（木）に政府から発出された緊急事態宣言に伴い、神奈川県から「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が示されました。

こうした状況下において、本市においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を更に推進し、同時に市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、令和3年1月8日（金）から緊急事態宣言の終了が予定されている2月7日（日）までの間、以下の方針により運営するものとします。

- 1 保健衛生・医療対策等のひっ迫状況を解消するため、局区横断的な職員の応援体制の構築を行い、必要不可欠な市民サービスの安定的な提供を実施する。なお、応援体制構築にあたり、必要に応じて川崎市業務継続計画（BCP）を発動する。
- 2 業務の実施において、3つの密（密閉、密集、密接）を徹底的に避ける、「人と人との間隔の確保」「マスクの着用」「手洗い」「換気」などの基本的な感染対策を継続する。
- 3 本市が主催するイベント等については、国、県の方針、及び関係機関等が定めるガイドライン等も踏まえながら実施の可否を判断する。なお、高齢者や基礎疾患のある方などの参加が相当数見込まれるものについては、実施手法の変更や延期・中止も含め、適切に対応する。また、指定管理者が実施するイベント等も同様とする。
- 4 原則として、不要不急の外出は控えることを前提に、本市が管理する市民利用施設（スポーツセンター、市民館、図書館、文化施設、こども文化センター、老人いこいの家、屋外スポーツ施設等）については、利用時間を最大20時までとする。ただし既予約分については、利用者との調整が困難な場合はこの限りではない。具体的な利用時間については各施設の特性に応じて決定する。

なお、施設の利用形態については、各施設の判断により、必要に応じて、一時閉鎖又は一部利用休止することができる。また、利用者に対し、施設内での飲食や利用前後の会食を控えることなどの感染症対策の徹底を積極的に周知する。

利用予約について、新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセル料は、引き続き徴収せず、事前に納付されている使用料（利用料金）は全額返還する。

- 5 市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、看護短期大学については、引き続き感染症対策を徹底した上で開校する。
- 6 保育所等については、引き続き感染防止対策を徹底した上で開所する。
- 7 わくわくプラザについては、感染防止対策を改めて徹底した上で、引き続き「やむを得ない事情で自宅にお子様を見守る方がいない家庭の児童」のみを対象として実施する。

なお、施設の運営状況や、イベントに関する情報、その他市民生活に影響のある情報については、市ホームページ等を通じ、市民の皆様へ随時情報提供を行います。